

9月 定例市議会

9月定例市議会が9月5日から27日までの23日間の会期で開かれました。平成19年度高梁市一般会計補正予算案など23議案を上程し、原案どおり可決、同意されました。

〔可決・同意された主な議案〕

▼一般会計補正予算：1億7439万円追加▽定住促進に関するホームページおよびパンフレットの作成費200万円▽生活保護受給者に係る自立支援医療費1192万円▽備中高齢者生活福祉センター特殊浴槽等の整備（電源立地交付金事業）1107万円▽湯野もみ乾燥調整施設整備費補助600万円▽風倒木危険箇所解消促進事業補助金262万円▽松原小学校校舎および中井小学校体育館耐震補強工事のための設計委託150万円▽上水道の石綿管更新640万円など▼国民健康保険特別会計補正予算：3966万円追加▼老人保健特別会計補正予算：1122万円追加▼介護保険

特別会計補正予算：1億7221万円追加▼水道事業特別会計補正予算：1840万円追加▼簡易水道事業特別会計補正予算：2829万円追加▼下水道事業特別会計補正予算：104万円追加▼高梁市税条例の一部を改正する条例：地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う改正をするため▼友好都市の締結について：市町村合併前の旧有漢町が旧鹿本町および旧大正町と締結した姉妹町の盟約について再締結をするため▼財産の取得に関する議会の議決を求めることについて：高機能消防指令施設一式を取得するため▼高梁市教育委員会委員の任命について：山下里絵さん（成羽町布寄）を選任▼高梁市固定資産評価審査委員会委員の選任について：光石理恵さん（上谷町）・再任、源内潔さん（落合町阿部）、西本征夫さん（有漢町上有漢）・再任、加藤典男さん（成羽町中野）、面田安司さん（川上町仁賀）、森繁俊太郎さん（備中町長屋）▼人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて：野口弘子さん（巨瀬町）を推薦

平成19年 秋の全国火災予防運動

11月9日（金）～15日（木）

「火は見てる あなたが離れる その時を」を統一防火標語として、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

火災の大半は、火の取り扱いの不注意や不始末から発生しています。火災による死者を出さないためには、火を出さないことはもちろんですが、家庭内での防火対策を積極的に進めることも重要です。

この機会に、「わが家の防火ルール」について、家族みんなで話し合ってみましょう。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは絶対やめる。
- ストープは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



■ 問い合わせ

消防本部警防課予防係(☎)0124)



医療制度改正

その①

平成20年4月から

後期高齢者医療制度が始まります

75歳以上の後期高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえ、高齢社会に対応する仕組みとして、後期高齢者の独立した医療制度が創設されます。

これまで75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人は、国民健康保険や健康保険組合、共済組合などの医療保険制度に加入しながら「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月からは新たな「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

制度の運営

「後期高齢者医療制度」の運営は、各都道府県単位で、すべての市町村が加入する「広域連合」（岡山県では「岡山県後期高齢者医療広域連合」）が行います。

広域連合

被保険者の認定、保険料の決定、給付の決定など、「後期高齢者医療制度」の運営全般

市町村

保険料の徴収、各種申請・届け出の受け付け、被保険者証の引き渡しなどの窓口業務

対象となる人(被保険者)

75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人はずべて、「後期高齢者医療制度」の対象となります。

※一定の障害がある人：身体障

害者手帳1級・2級・3級および4級の一部を所持している人、または国民年金法による障害基礎年金を受給している人。

※社会保険等の被扶養者の人も、加入保険を脱退して「後期高齢者医療制度」の対象となります。

対象となるとき

「後期高齢者医療制度」の対象となるのは次のとおりです。

- ① 75歳になったとき（75歳の誕生日から）
- ② 65歳から75歳未満で、寝たきり等の一定の障害がある人が、広域連合から認定を受けたとき

被保険者証(保険証)

被保険者全員に、「後期高齢者医療制度」独自の被保険者証が一人1枚交付されます。

治療を受けたときの給付

これまでの「老人保健制度」と同様の給付が受けられます。病気やけがで医療機関にかかるときの自己負担も、現行の「老

人保健制度」と同様に、原則1割負担、または3割負担（現役並みの所得のある人）となります。

保険料

「後期高齢者医療制度」のすべての被保険者が保険料を納めます。保険料は、原則として年金から天引きされます。（年金の支給金額等により、天引きとならない場合があります。）

※これまで自分で保険料を納めていなかった健康保険組合や共済組合などの被扶養者の人も、保険料を納めるようになります。（保険料の納付は平成20年度から開始の予定ですが、今後変更となる場合があります）

※保険料率は平成19年12月ごろ決定する予定です。

問い合わせ

岡山県後期高齢者医療広域連合 ☎086-1245-10090、保険課健康保険係 ☎0258

9月号に誤りがありました。お詫びして訂正します。

2ページ1段22～23行目

(誤) 納付された国保税を3期以降で清算 → (正) 賦課した国保税を3期以降で調整